

三島市マスコットキャラクター「みしまるくん・みしまるこちゃん」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 三島市制70周年を記念し、「元気な市民・健康都市づくりを進める三島市」を全国に発信できるマスコットキャラクターとして募集、選定した三島市マスコットキャラクター「みしまるくん・みしまるこちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を用いて市をPRし、頑張る三島を応援するため、行事等で適当と認められるものに貸し出しするものとする。

(対象行事)

第2条 貸出し対象行事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 三島市が主催または共催する行事。
- (2) 学校、自治会、NPO法人、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が三島市内で開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的として開催するものでない行事。
- (3) 民間企業等が三島市内で開催する行事のうち、社会貢献活動等、公益的な目的で開催される行事。
- (4) その他市長（以下「管理者」という。）が公益的観点から適当と判断できる行事。

(貸出の手続)

第3条 三島市が所有する着ぐるみの貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、あらかじめ、第1号様式の着ぐるみ使用承認申請書に必要事項を記入の上、借受を希望する行事の概要が分かる資料を添えて、管理者に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 同一時期に前項の申請が重複した場合は、先着順とする。ただし、三島市外の行事の場合は、貸出を希望する10日前までに他の者から貸出の申請がないとき又は9日前から前日までの間ににおいて同日に市内の行事での申請がないときに限り認めるものとする。
- 3 申請は、貸出を希望する日の属する月の2箇月前の月の1日から使用する前日までに行うものとする。
- 4 申請は、同一申請者につき、同一月において2回までとする。ただし、3回以上使用を希望する場合は、貸出を希望する日の10日前までに他の者から貸出の申請がない場合に限り認めるものとする。
- 5 管理者は、承認に際し条件を付することができる。

(使用の承認)

第3条の2 管理者は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第2号様式により着ぐるみの使用を承認する。

- (1) 借受けを希望する行事が、前条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) 法令に違反し、または公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれら

を支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(5) 「みしまるくん・みしまるこちゃん」のイメージを損なうおそれのあるとき。

(6) 営利目的の活動

(7) その他、管理者が使用について不適当であると認めたとき。

2 管理者は、使用を承認しない場合、第3号様式により借受け希望者に不承認通知をする。

(着ぐるみに入る者の制限)

第4条 着ぐるみに入る者は中学生以上とする。(18歳未満は、必ず保護者または責任者の同意を得ること。)

2 身長は155～175cm程度の人とする。

(貸出方法)

第5条 使用承認を受け、着ぐるみを借り受ける者(以下「借受者」という。)は、管理者から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

2 同一時期に複数の申込があった場合は、先着順とする。

3 着ぐるみの損傷が大きく、貸出ができない状況が発生した時点で貸出を終了するものとする。その判断は、管理者をもって決定する。

(貸出期間及び申込時間)

第6条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は延長することができる。また、申込・借受及び返却の日時は、日曜日、祝祭日、年末年始を除く平日の9時から17時までとし、それ以外の時間については管理者と協議する。

(貸出料)

第7条 貸出料は、無料とする。

(損害賠償)

第8条 借受者の不注意により、破損・汚損した場合、借受者はその修繕やクリーニング等に係る費用を負担する。

(管理者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(その他)

第10条 借受者は、着ぐるみを第三者に転貸してはならない。

2 借受者は、着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取扱わなければならない。

3 管理者は、借受者が貸出要領に違反したとき、または、その他管理者が不適当と認めたときは、貸出承認を取消すことができる。

4 その他、この要領に定めのない事項は、借受者と管理者が協議して決定する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 26 日から施行する。